

特殊肥料の生産を開始される方へ

広島県 農林水産局 農業技術課

1 特殊肥料生産や輸入の届出をした後の各種届出

肥料の生産や輸入に当たって届出した後、届出内容に変更が生じた場合には、変更した日から2週間以内に県知事へ届け出なければなりません。生産や輸入をやめたときも同様に届出する必要があります。

届出者が個人又は任意団体等の代表者の場合、届出者が変更になると新たな生産業者届出が必要です。また、現在の届出は廃止となります。

2 表示の義務

特殊肥料は、次の事項を、肥料袋などに表示しなければいけません。

(1) 「堆肥」、「動物の排せつ物」及び「混合特殊肥料」の表示

特殊肥料のうち、「堆肥」、「動物の排せつ物」及び「混合特殊肥料」については、品質表示をするよう義務付けられています。

品質表示には、下の表示例のように、肥料の名称や種類、含有している肥料成分の量、生産や輸入した方の氏名や住所などを表示してください。

なお、品質表示基準で表示することが定められた事項以外は、この品質表示の枠の中に記載することはできません。

表示事項は、肥料を容器に入れる場合は直接印刷するか、表示事項を記載した用紙を容器からはがれないように付けてください。容器を用いない（バラ）の場合は、表示事項を記載した用紙を手渡しなどで相手に渡してください。

○ 家畜排せつ物を利用した堆肥（特殊肥料）の品質表示例

肥料の品質の確保等に関する法律に基づく表示	
肥料の名称	〇〇〇〇
肥料の種類	堆肥
届出をした都道府県	広島県
表示者の氏名又は名称及び住所	株式会社△△畜産 広島県〇〇市〇〇町〇〇
正味重量	〇〇キログラム (〇〇リットル)
生産した年月	令和〇〇年〇〇月
原料	牛ふん、おがくず、わら類
備考：生産に当たって使用された重量の大きい順である。	
主成分の含有量等	
記載項目（例）	窒素全量 1.〇 % りん酸全量 0.9 % カリ全量 1.7 % 炭素窒素比 17
主成分は現物中の数値を少数点以下第1位まで記載。 炭素窒素比は整数で記載。	

※枠の縦横の長さは自由。フォント（文字）サイズは8ポイント以上。

(2) 特殊肥料一般の表示

特殊肥料のうち、(1)以外のものについては、別に定めている様式で表示をするようお願いします。表示内容は、次の例のように、肥料の種類・名称、生産や輸入した方の氏名や住所などです。

○ 特殊肥料の一般的表示例

特殊肥料	
肥料の種類	米ぬか
肥料の名称	〇〇〇〇
届出を受理した都道府県	広島県
正味重量	〇〇キログラム (〇〇リットル)
生産した年月	令和〇〇年〇〇月
生産業者の氏名又は名称及び住所	〇〇株式会社 広島県〇〇市〇〇町〇〇

※枠の縦横の長さは自由。フォント（文字）サイズは8ポイント以上。

3 帳簿の備え付けの義務

肥料を生産、輸入、販売する方は、事業場ごとに次の帳簿を備え付けていなければなりません。

また、これらの帳簿は2年間保存しなければなりません。

(1) 生産・輸入に関する帳簿

事業場ごとに帳簿を用意し、肥料を生産又は輸入したときは、次の事項を記載します。

・「生産・輸入した年月日」「生産・輸入した肥料の名称」「生産・輸入した肥料の数量」

(2) 肥料の購入・販売に関する帳簿

事業場ごとに帳簿を用意し、肥料を購入したとき、販売したとき（農家への販売は含みません。）は、次の事項を記載します。

・「肥料の名称」「肥料の数量」「購入・販売した年月日」「購入・販売した相手方の氏名又は名称」

(3) その他の帳簿

次のア、イに該当する肥料を生産又は輸入した場合は、事業場ごとに次の必要な事項を記載します。

ア 特殊肥料のうち、堆肥、動物の排せつ物、混合特殊肥料（自社発生の家畜の排せつ物を原料と水分調整用の動植物質の有機質物のみを原料として使用した堆肥や動物の排せつ物を除く。）

・「原料の種類」「名称（原料が肥料の場合のみ）」「使用量」「入手先」

イ 特殊肥料の品質表示基準に基づき材料を表示する堆肥、動物の排せつ物、混合特殊肥料

・「材料の種類」「名称」「使用量（表示する場合のみ）」「入手先」

4 虚偽の宣伝の禁止

生産又は販売する肥料の主成分の含有量や効果などに関して虚偽の宣伝をしてはいけません。また、誤解が生ずるおそれのある名称を用いてはいけません。

5 生産量調査

広島県では、毎年7月から8月にかけて、県登録・届出肥料を生産及び輸入される方に対して、前年の生産量等の調査を行っています。調査結果は、農林水産大臣へ報告することとなっていまして、ご協力ををお願いいたします。

6 立入検査

この肥料制度が適正に実施されているかどうかを確認するため、広島県の職員が、肥料の生産業者・輸入業者・販売業者に立入検査を行うことがあります。

<手続き等についての問い合わせ先>

届出等については、下記連絡先にお問い合わせください。

また、必要な様式は、広島県ホームページからダウンロードできます。

※「広島県」「特殊肥料」「届出」で検索し、特殊肥料生産（輸入）の届出について-広島県 肥料販売の届出について-広島県 などからお入りください。

広島県 農林水産局 農業技術課 農業生産管理グループ

電話 (082) 513-3585 FAX (082) 223-3566

メールアドレス nougijutsu@pref.hiroshima.lg.jp

所在地 〒730-8511 広島市中区基町10番52号